



ASEANの輸出管理体制と その課題

2017.3.18

日本輸出管理研究所

高野順一

本日の内容

1. ASEANの現状認識
2. ASEAN各国の輸出管理導入状況
3. ASEANの今後とASEAN SINGLE WINDOW

1. ASEANの現状認識



1. 1 ASEANの現状認識整理

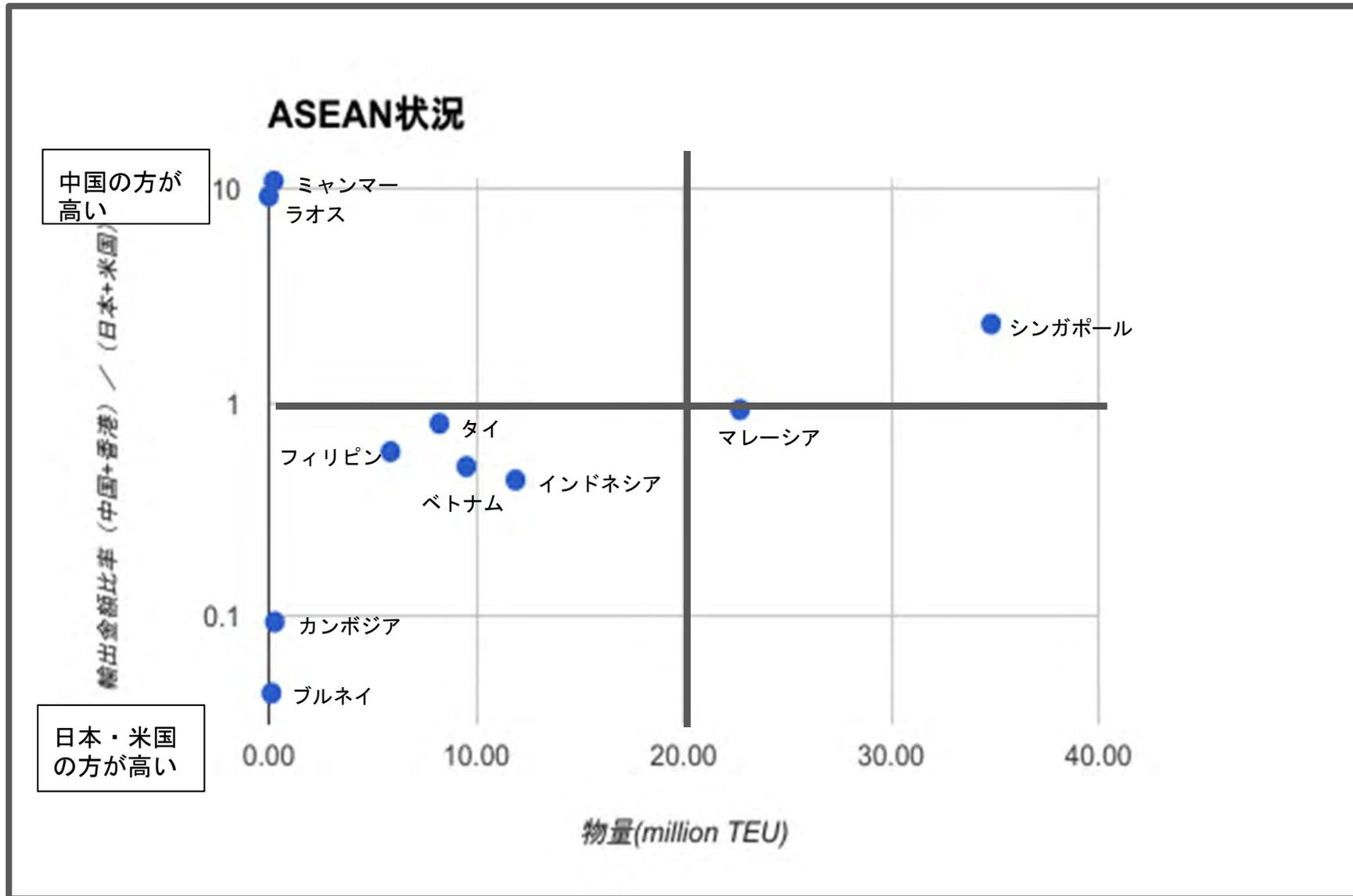
1. その経済成長から、有望なマーケットとして国際的に認識されている。
2. ASEAN共同体構想が正式にスタート、経済共同体、政治・安全保障共同体に向かって進んでいる。
3. 宗教・民族・政治形態・経済状況は極めて多様。一括りで語ることは出来ない。
4. 日本にとっては、マーケットや資源の観点から重要であることは当然だが、中東からのシーレーンの要衝であり、地域的な安全保障の強化の点でも、極めて重要な地域である。
5. 経済面でも中国との関わりは当然高い。ベトナム・ラオス・ミャンマーは中国との内陸国境線あり。
6. 北朝鮮との取引も当然ある。

1.2 ASEANのコンテナスループット

国名	コンテナ取扱量		一人当たり名目GDP		備考
	順位	2014年 Million TEU	順位	2015(US\$)	
中国	1	181.64	93	8,109	
米国	2	46.49	11	56,054	
シンガポール	3	34.83	13	52,239	ASEAN5
韓国	4	23.80	40	27,397	
マレーシア	5	22.72	82	9,768	ASEAN5
香港	6	22.30	22	42,431	
日本	8	20.74	32	34,629	
台湾	10	16.43	47	22,294	
インドネシア	13	11.90	140	3,346	ASEAN5
ベトナム	18	9.53	157	2,068	1995
タイ	21	8.23	107	5,815	ASEAN5
フィリピン	27	5.87	146	2,904	ASEAN5
カンボジア	97	0.29	177	1,159	1999
ミャンマー	98	0.24	176	1,161	1997
ブルネイ	109	0.13	34	30,553	1984
ラオス	-	-	160	1,850	1997
From UNICAD container port through out 2008 - 2014					
資料 : GLOBAL NOTE 出典 : IMF					

1.3 中国vs日本（+米国）：輸出金額比率

2015年の輸出金額で（中国+香港）を（日本+米国）で除算して見ました。



1.4 Trade with North Korea 2015 (US\$)

country	Export	Import	Re-export	Total	Rank
Thailand	73,817,007	6,982,356		80,799,363	4
Philippines	53,242,211	10,851,386		64,093,597	5
Singapore	28,316,674	1,321,643		29,638,317	13
Malaysia	4,719,581	1,330,929		6,050,510	32
Indonesia	1,039,775	2,603,176		3,642,951	38
Cambodia	798,938	974,753		1,773,691	53
Brunei	102,852	738,310		841,162	67
world	3,482,736,763	3,061,148,560	7,433,981	6,551,319,304	

From: UN Comtrade

1.4 ASEAN現状認識まとめ

1. 物流量はすでに十分大きい：目安として、コンテナスループットに着目したが、世界の上位30国内に6カ国入っている。インドネシアやベトナムも**輸出管理体制の導入の必要レベル**。（ASEAN全体を単純合計すると世界1位の中国の半分、2位の米国の倍、日本の4.5倍）
2. 対中国関係：対輸出金額が大きい＝お客様として重要という観点で、中国と日本＋米国を比較してみると。
ミャンマー・ラオス：大きく中国
シンガポール：やや中国
マレーシア・タイ：ほぼ均衡
ベトナム・フィリピン・インドネシア：やや日本
カンボジア・ブルネイ：大きく日本
3. 北朝鮮との関係：北朝鮮との貿易金額（輸出＋輸入）の世界ランキングを見ると1位中国が83%を占め圧倒的だが、インド・ロシアに続いてタイ・フィリピンが続いている

2 ASEANの輸出管理制度導入状況

2-1 ASEAN各国の輸出管理制度導入状況のイメージ

	検討中		導入中			完了
	0	1	2	3	4	5
	否定的	(前向きに)	内部的に決定	公式発表	法整備	施行
Singapore						5.9
Malaysia						5.5
Philippines					4.5	
Thailand				3.9		
Cambodia			2.0			
Viet Nam		1.8				
Myanmar		1.5				
Laos		1.5				
Brunei		1.1				
Indonesia	0.5					

2-2 導入決定の条件とは？

1. UNSCR1540に代表される国際社会の平和と安全に対する義務（時間とともにプレッシャーにはなるだろうが、、、これだけでは現実的には無理）
2. 導入することによるメリット
 - ① 対内投資の拡張・貿易取引の拡大
 - ② 自国の安全保障
 - a. 不適切な拡散の結果、自国への影響
 - b. 輸出管理体制を導入することにより、必要な武器が手に入る？
3. 導入のためのコスト
 - ① 導入プロセスに係るコスト
 - ② 体制を維持する為のコスト

義務 + メリット > コスト



2-3 検討中グループ

国名	物流量	ASEAN	内陸国境	一言
インドネシア	大	ASEAN5	マレーシア(1)	検討の結果やらない方向？
ベトナム	大	1995	中国・ラオス・カンボジア(3)	どっちに？
ミャンマー	小	1997	中国・ラオス・タイ・インド・バングラディシュ(5)	ダークホース？
ラオス	小	1997	中国・ベトナム・タイ・ミャンマー・カンボジア(5)	唯一の内陸国
カンボジア	小	1999	ベトナム・ラオス・タイ(3)	内部決定
ブルネイ	小	1984	マレーシア(1)	石油・天然ガス（実は最も簡単に導入可能？）

2-3-1 「検討中」グループの特徴・留意すべき点

1. 民主化への道を進んでいるが、まだ軍の影響が強い。
→自国の安全保障との関係が導入要因となる？
→北朝鮮からの武器調達？
2. Dual Use品の輸出管理以前の法体制が不十分。
→化学物質規制等の禁止リストとの混乱
3. 無許可輸出や虚偽申告以前に税関が知らない輸出＝密輸
→密輸対策の方が優先順位
4. ガバナンス（税関等の腐敗防止）
5. 現時点ではDual Use品の生産はあまりない。
リスト規制を行うにしても、その背景となる技術知識が圧倒的に不足。
6. 実務レベルで国連制裁・輸出管理の知識がまだまだ不足

義務 + メリット > コスト としても知識が無ければコストの見積もりすらできない。

2-3-2 インドネシアの主張 (Strategic Trade Reviewの要約)

大量破壊兵器の拡散防止は国際社会の義務であることはよく理解

NPT/CWC/BTWCは順守する。ただこれらの条約では一定の管理のもと平和利用のための技術移転を認めているのに対して、国際レジームは発展国への技術移転を妨げる方向にある。

国際レジームが限定国による国際標準を作ることは、この重要な国際条約の弱体化に通じる。

PFIも意図するところは、わかるが、主権を侵害される形はおかしい。UN Law of the Sea Conventionに抵触するとも考えられる。

やはりコストが大きい？

2-3-3 何を期待すべきか？

米国・EU・日本等の輸出管理体制を整備した国にとって是非強化して欲しい点は

1. 不正迂回輸出の防止

- * 輸入したものを偽って再輸出
- * 目的地変更の通過・積替
- * 保税地域や経済特区の利用による再輸出

2. 不正決済の防止

本来高価のものを、別の一般的な貨物としてその適正価格で申告すると差額が発生する。更に、フロントカンパニーを使う為のコスト、貨物調達のコスト等が係る。

輸出代金以外の決済ルートが必要。

- * 別な輸出を使う
- * まったく別名目の送金や現金決済

2-3-4 不正迂回輸出の防止

1. 不正迂回輸出に関与する人たちは、許可申請はしない。どうやって食い止めるかがポイント。
 - キャッチオール（特にインフォーム）を通過・積替えを含みうまく導入すること必要。
 2. でもEnforcementは難しい。
 - もとの輸出国からの要請に基づき阻止を行う体制が目標
 - マニフェストや輸出申告から独自に懸念用途に使用される可能性があるかと判断する等はまあ無理では。
 - 差し押さえる貨物は外国の資産
 - 放射性物質や毒性の高い化学品や細菌等だったら？
 - 普通に臨検して大丈夫？
 - 差し押さたとして、どうやって保管するのか？
- 税関スタッフの法的な保護・物理的な保護

2-3-5 何をすれば後押しになるか？

1. 実務レベルのオフィサー（許可省庁・税関）の輸出管理理解の促進
現地で多数に対してのセミナーを繰り返す。
2. 法制度構築の協力
 - a) 輸出管理法令だけでなく、日本における外為法レベルから。安全保障貿易管理のみならず、その他の貿易管理も。
 - b) 検査・差し押さえを行い易くする関税法等の改善
 - c) 現地語のリスト作成支援
3. 不安な点への支援（することを約束）
 - a) CITトレーニング・専門家の派遣
 - b) 該非判定の支援
 - c) 密輸貨物等の発見のためのX線装置等の援助
 - d) 危険な貨物の保管協力（引き取りも含む）

2-4 導入中グループ

	フィリピン	タイ
施行時期	もともと2016年半ば、大統領改選の影響で遅延。2017年中？	2018年1月(貨物の輸出)
法制度	2015年11月Strategic Trade Management Act (STMA)で制度のみならず導入の責任者、実施の責任者等を決定。(マレーシア形式)	輸出入法にある許可必要貨物の告示を利用。キャッチオール等足りない部分は別な法律でカバー
導入責任者	上記STMAで決定、STMcommが最終責任。実行部隊としてSTMO。	公式には導入の委員会あり。商務省DFTが実質的な推進者。
IT system	これから	e-tmd (trade management of dual use items) ほぼ完成。試用中。
Industry outreach	これから	すでに何度も実施。

2-4-1 フィリピンの課題

1. 現場のオフィサー（許可・税関）のCapacity Building（基礎から応用まで）
2. 米国がSTMAに加えIRR（運用規則）のドラフトを指導したずだが？大統領改選の影響もようやく抜け出した雰囲気はあり、それなりに進んではいるが、まだ道のりは通そう。
3. 新しい試みがSTMAには入っているのでその対応。（米国・EU・日本にも経験がない）
 - * 「輸入」も対象取引となっている。
（国内にテロ問題を抱えるフィリピンとしては妥当かも、勿論やり方によるが、輸入時の管理は不正迂回摘発のトリガーにもなりうる）
 - * また、関連するサービスに輸送が入っている。
4. 産業界とのアウトリーチ・つながり：
運用規則がなかったなので、企業への実質的なアウトリーチが出来ていなかった。STMAでは許可申請が有料だが、、、フィリピン内ですでに輸出管理を行っている企業との面談

2-4-2 タイの課題

1. 長年のアウトリーチの成果？理解度は極めて高い。
2. 負担を軽減する視点での導入プログラム。ITシステムが逆に先行している。
3. 省庁間連携に課題あり？
許可仕組みは大丈夫そうだが、税関との関係に不安。
結果、洗練された制度だが、実は不正輸出が防げないということにならないか不安。

2-5-1 導入完了グループの状況

1. シンガポール

- * ASEAN で最初に 2003 年に導入 Strategic Goods Control Act
- * 税関が許可発行
- * スマートなITサポート

2. マレーシア

- * 2011年に導入 Strategic Trade Act 2010
- * 導入の責任者とその後の運用の責任者を決めてスタート＝フィリピンに影響
- * ASEANの体制充実にはシンガポールより積極的か？

3. 共通の特徴

- * Transshipmentに「時間制限」
- * 包括許可制度（ICPを条件）

2-5-2 その課題

1. EUのリストが今後は毎年変更？その対応
(シンガポールはすでに大丈夫？)
2. シンガポールもマレーシアもレジームに参加していない。変更の内容について、前もって把握することは難しい。(政省令改正説明会みたいなことできないのでは？)
3. 検査による不正貨物の摘発能力の強化
4. 押収貨物の保管
5. 企業への浸透

3-1 ASEANの今後

1. 各国の状況の差がまだ大きすぎ時間は掛かるが、経済共同体（AEC）、政治・安全保障共同体（APSC）の方向性は健全でありある意味当然。日本にとっても大変重要。
2. ただ、特にAECは地域内でのモノの流れ・人の流れの促進・自由化を目指すものであり、健全な輸出管理（貿易取引による安全保障）の考え方が適切に反映されるものでなくてはならない。
3. その為に日本としてできることは？
 - * ASEAN SINGLE WINDOWへのより積極的な関与

3-2 ASEAN SINGLE WINDOW(ASW)

1. 通関手続きを簡素化するEDI(Electronic Data Interchange＝電子データ交換)
2. 通関データのFormatを共通化して、各国で電子通関システムを作り
(National Single Window) それを後でつなげると言う発想。
日本も協力 (ミャンマーでのMACCS等)
現在各国がNSWを構築するという段階
3. 輸出国の通関データを有効活用して輸入国の通関を行うとなると、不正な通過・積替えを防止、あるいは事後にするような仕組みが導入できるのでは？
あるいは、
(通過・積替えの典型的な手口が輸出された後に、目的地＝輸入国を変更すること)
4. ただ、現状では決まっているデータのFormatに輸出管理の項目は含まれていない。(EU LISTで共通化の方向には向かっているが、微妙に違う年度のもの)
5. 日本として、ASWに輸出管理の仕組みを作り込むことに協力し、さらに電子データ交換に日本も積極的に参加とか出来ないものか？